

東浦町要介護者訪問理髪サービス援助事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の要介護者の家庭を訪問し理髪サービスを行うことに対する出張料を補助することにより、要介護者等の保健衛生及び介護者の介護負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる者は、本町に住所を有する在宅の要介護者うち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第20項に規定する共同生活を営むべき住居に居住している者及び老人福祉法（昭和38年法律第133条）第29条に規定する有料老人ホームに入居している者は除く。

- (1) 法第27条7項の要介護認定において、要介護度3以上の者のうち、要介護認定における主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB1、B2、C1、C2のいずれかに該当するもの
- (2) その他町長が必要と認めるもの

(事業の内容)

第3条 町長は、在宅の要介護者等の家庭から依頼を受けた町内理容店（以下「事業者」という。）がその家庭を訪問し理髪サービスを行ったときに、その出張料として1業務1回につき町長の定める額を当該事業者を支払うものとする。

2 この事業による訪問理髪サービスは、原則として理髪（状況により他の業務を行う場合もある。）のみとし、訪問理髪サービスの回数は、年度を単位とし6回以内とする。

(申請)

第4条 訪問理髪サービスを受けようとする者は、訪問理髪サービス申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第5条 町長は、前条の申請書を受け付けしたときは、速やかにその可否を審査し、その結果を訪問理髪サービス決定・却下通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。この場合において、訪問理髪サービスを決定したときは、利用対象者（以下「利用券受給者」という。）に利用券（様式第3）を交付するものとする。

(事業の委託)

第6条 町長は、愛知県理容生活衛生同業組合東浦部にこの事業を依頼し、実施するものとする。

(料金の請求)

第7条 利用券により訪問理髪サービスを実施した事業者は、訪問理髪サービス利用券精算請求書（様式第4）に受領した利用券を添えて、次項により算定した額を町長に請求するものとする。

2 請求額は、利用券の合計枚数に町長が定める額を乗じて得た額とする。

3 町長は、第1項の規定により請求があったときは、速やかにその内容を審査し、請求額を事業者に支払うものとする。

(利用券の返還)

第8条 町長は、利用券受給者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、利用券の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により、利用券の交付を受けたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

訪問理髪サービス申請書

年 月 日

東 浦 町 長

申請者 住所 _____

氏名 _____

(対象者との続柄 _____)

電話番号 _____

下記のとおり、東浦町要介護者訪問理髪サービスを申請いたします。

なお、申請にあたっては、対象者の要介護認定における主治医意見書の障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）を調査することに同意します。

記

対 象 者	氏 名	生 年 月 日	電 話 番 号
		年 月 日	
	住 所		
	要介護度	3・4・5	認定の有効期間

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

訪問理髪サービス 決定・却下 通知書

年 月 日付けで申請のありました訪問理髪サービスについて審査した結果、下記のとおり 決定・却下 します。

なお、利用にあたっては注意事項に十分留意してください。

対象者氏名		決定番号	
住 所			
却 下 理 由 (却下の場合のみ)			

(注意事項)

- ・ 理髪にかかる代金は自己負担となります。
- ・ 希望する理容店が忙しい時にはお断りする事があります。(土、日、祝日等)
- ・ 必ず家族の付き添いをお願いします。
- ・ 原則としてカットのみを行います。
- ・ カット料金は各理容店に一任します。
- ・ 不慮の事故は責任を負いません。

様式第3（第5条関係）

表

		No. _____
東浦町要介護者訪問理髪サービス利用券		
本券は、東浦町要介護者訪問理髪サービス援助事業要綱に基づく訪問理髪サービス利用券である。		
年 月 日		東浦町長 印
<有効期限>	交付を受けた日から	年3月31日まで
<利用年月日>	_____年 月 日	
<利用者氏名>	_____	
<申請者氏名>	_____	

裏

<訪問理髪サービス利用券のご利用について>

- ・この利用券は他人に譲渡できません。
- ・本券は再発行いたしません。
- ・この事業の対象でなくなったときは速やかに本券を返却してください。

<問い合わせ先> 東浦町役場 課 ☎83-3111 内線

様式第4（第7条関係）

訪問理髪サービス利用券精算請求書

年 月 日

東 浦 町 長

氏名

下記のとおり請求しますので、指定口座に振り込んでください。

金 _____ 円

ただし、 年 月から 年 月分として

<請求内訳>

訪問理髪サービス利用券 枚 × _____ 円 = _____ 円

<振込先>

金融機関	支店名	種類	口座番号
		普通・当座	
フリガナ			
口座名義			

※ 請求にあたっては、東浦町要介者訪問理髪サービス利用券を添付すること。